# 今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。 (答申)

平成20年2月19日 社会資本整備審議会

国社整審第26号 平成20年2月19日

国土交通大臣

### 冬柴 鐵三 殿

社会資本整備審議会 張 富士夫 会長

大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政の あり方はいかにあるべきか。

平成 15 年 4 月 14 日付国都総第 12 号により当審議会に諮問された 「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり 方はいかにあるべきか。」については、社会資本整備審議会運営規則 第8条第2項の規定により、当審議会都市計画・歴史的風土分科会 の議決をもって当審議会の議決とすることが適当と認めますので、 別添の通り答申します。

# 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会委員等名簿

部 会	長	越	澤		明	北海道大学大学院教授
部会長代	<b></b> 过理	上	村	多恵	息子	(社)京都経済同友会常任幹事
委	員	櫻	井	敬	子	学習院大学教授
		₹IJ	クリ	スティ	-7	異文化コミュニケーター
臨時委	員	荒	井	正	吾	奈良県知事
		猪	熊	兼	勝	京都橘大学教授
		嘉	田	由糸	己子	滋賀県知事
		金	関		恕	大阪府立弥生文化博物館長
		小	谷	宏	Ē	平成国際大学教授
		里	中	満智	冒子	漫画家
		白	幡	洋王	三郎	国際日本文化研究センター教授
		進	$\pm$	五十	一八	東京農業大学教授
		髙	橋		進	(財)マンション管理センター理事長
		野	村	興	兒	萩市長
		服	部	明	世	大阪芸術大学教授
		桝	本	賴	兼	京都市長
		松	沢	成	文	神奈川県知事
専門委	員	]]]	嶋	辰	彦	学習院大学経済学部教授
		陣	内	秀	信	法政大学デザイン工学部教授
		竹	内		誠	東京都江戸東京博物館館長
		益	田	兼	房	立命館大学教授
幹	事	久	保	信	保	総務省自治財政局長
		香	Ш	俊	介	財務省主計局次長
		髙	塩		至	文化庁次長
		大	谷	泰	夫	厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
		中	條	康	朗	農林水産省農村振興局長
		井	出	道	雄	林野庁長官
		勝	野	巃	平	経済産業省地域経済産業審議官
		増	田	優	<u> </u>	国土交通省都市・地域整備局長
		桜	井	康	好	環境省自然環境局長

## 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会

## 歴史的風土の保存・継承小委員会 委員名簿

委員長	越 澤 明	北海道大学大学院教授
委員長代理	櫻井敬子	学習院大学教授
委員	上 村 多恵子	(社)京都経済同友会常任幹事
]]	マリ クリスティーヌ	異文化コミュニケーター
臨時委員	進 士 五十八	東京農業大学教授
]]	高橋 進	(財)マンション管理センター理事長
]]	野村興兒	萩市長
専門委員	川嶋辰彦	学習院大学経済学部教授
]]	陣 内 秀 信	法政大学デザイン工学部教授
]]	竹 内 誠	東京都江戸東京博物館館長
11	益 田 兼 房	立命館大学教授

目	次
---	---

1	歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関	す
	る検討経緯	1
	(1) 古都保存法 40年の成果	1
	(2) 古都保存行政の今後のあり方に関する検討経緯	1
	(3)歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯	3
2	歴史的文化的資産をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
	(1)歴史的文化的資産の保存・活用・再生に係る現状	4
	(2)現行制度の活用状況と課題	4
3	今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方	5
	(1)市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方.	5
	(2) 今後の古都保存行政のあり方	6
4	歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり	7
	(1) 新たなまちづくり制度の位置付け	7
	(2)新たな概念の明確化について	8
	(3) 新たな制度における国の支援のあり方	9
	(4) 国が講ずるべき支援の内容1	0
5	報告に当たって	2

- 1 歴史的文化的資産を活かしたまちづくりの成果と今後のあり方に関する検討経緯
- (1) 古都保存法 40 年の成果

昭和 41 年「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」(以下、 「古都保存法」という。)が、議員立法により制定された。古都保存法が制 定された時代のわが国は高度経済成長の最盛期にあり、所得水準の向上や人 口の著しい増加に伴い、大都市郊外の宅地開発が盛んに行われていた。それ まで、歴史的意義を有する建造物・遺跡等が周囲の自然的環境と一体となっ て往時の伝統と文化を具現するわが国固有の「歴史的風土」が侵されること なく良好な状態を維持していた鎌倉、京都等の古都においても、政治・文化 の中心であったそれぞれの時代の建造物・遺跡等の周囲の恵まれた自然的環 境が、開発によって失われるおそれが強くなったため、これを守ろうとする 地元住民の熱意が基礎となって新たな法律の制定へと結晶したのである。

古都保存法では、初めて法律で定義された「古都」というわが国を代表す る都市における歴史的風土を保存する観点から、法律を適用する都市につい ては国が法令に定める方式が採られ、京都市、奈良市、鎌倉市の3都市を法 律に直接定めたほか、「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 第二条第一項の市町村を定める政令」(以下「政令」という。)においてこれ までに7市町村を定め、わが国往時の政治・文化の中心となった古都として 10都市を指定した。指定された都市では、歴史的風土を保存するために必要 な緑地等の自然的環境について、建築物の建築、宅地の造成等を規制すると ともに、特に重要な地区は都市計画に定め、現状凍結的な厳しい規制を含む 行為制限を行い、損失補償として土地を買い入れる仕組みをわが国で初めて 導入した。

このような措置を講ずることにより、限定的に指定された各都市における 文化財等の歴史的意義のある建造物や遺跡等と一体となった自然的環境に ついては、良好に維持され、往時をほうふつとさせる景観が保全されること となった。

(2) 古都保存行政の今後のあり方に関する検討経緯

萩市や犬山市等、歴史的文化的資産を今に伝える前向きな取組を進める-部の地方公共団体では、古都保存法の対象都市でなくても、早くから歴史的 文化的資産の保存と活用を通じて地域活性化を目指す独自の努力がなされている。

このような情勢を背景として、本審議会の前身である歴史的風土審議会は、 古都以外の都市における歴史的文化的資産についても、古都同様に国民共有 の資産として保存・継承が図られるよう国として支援すべき旨を、平成 10 年に内閣総理大臣に対して意見具申している。これを受け、平成 15 年に国 土交通大臣から本審議会に対し、大津市の古都指定に対する滋賀県・大津市 の要望と、意見具申において今後の古都保存行政に求められるものとして例 示された次の4点、

古都保存行政の理念の全国展開

古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進 凍結的保存からきめ細かい維持保存活用への展開

国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備

を踏まえ、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあ り方はいかにあるべきか。」について諮問がなされた。

歴史的風土部会では、この諮問を受け、まず大津市の古都指定について、 仏教文化の面において「時代を代表する歴史上重要な文化の中心地」である ため、これを適当とする旨の答申を行い、同年中に大津市が 10 都市目の古 都として政令に指定された。

次に歴史的風土部会は、平成 17 年に「古都保存行政の理念の全国展開小 委員会」を設置して古都保存行政の理念を全国に展開するために措置すべき 事項について検討し、古都保存法施行 40 周年の節目にあたる平成 18 年に、 古都以外にも優れた歴史的文化的資産を今に伝える都市は多数存在し、これ を国民共有の精神的なよりどころとして次世代に継承されるべきであるこ とを基本とした次のような報告を受け、これを了承した。

- (1)まちづくりに関わる制度等が歴史的文化的資産の保存・活用を軸に活用されるよう発想を転換するとともに、歴史的文化的資産を保存・継承する方法を、法制面、財政面、税制面から検討すべき。
- (2)歴史的文化的資産の核となる歴史的建造物等や自然的環境は厳格に維持保存しつつ、持続可能な住民生活が営まれるよう修復、復原・整備等、新たな価値の創出を図るべき。
- (3)歴史的文化的資産を有する地域等が、自らの価値の再認識に資する普及啓発活動を推進するとともに、多様な主体が歴史的文化的資産を活かしたまちづくりについて合意、ルールを設けて実践するプロセスを確保すべき。

これらを受けて、歴史的風土部会では引き続き平成 19 年 5 月に本小委員 会を設置し、以上の情勢を踏まえて具体的な検討を進めてきたが、本報告は、 速やかに答申がなされた大津市の古都指定に関する事項を除く、今後の古都 保存行政のあり方について包括的に報告するものであり、平成 15 年の諮問 に答えるものである。

(3) 歴史的文化的資産を活かしたまちづくり制度の成果と検討経緯

大正8年に制定された最初の都市計画法においては、後に景観地区となる 美観地区、戦前に各地で積極的に指定された風致地区が位置付けられ、歴史 性を含めた都市の美観や風致の維持に積極的に取り組んでいた。

古都保存法制定以降も昭和 40 年代の後半にかけて、高度経済成長の進展 を背景とした歴史的な街並み保存等を目的とした市民運動が各地で起こり、 これに応えて先進的な地方公共団体が展開した独自の保存措置を支えるた め、伝統的建造物群保存地区が、昭和 50 年の都市計画法及び文化財保護法 の改正により設けられた。伝統的建造物群保存地区は、都市計画区域・準都 市計画区域内においては伝統的建造物群と一体をなしてその価値を形成し ている環境を保存するため市町村が決定する都市計画であり、これが定めら れると市町村教育委員会は保存計画を策定するとともに、市町村は文化財保 護法に基づく政令で定める基準に従い条例を制定して具体的な制限を定め る。都市計画決定された伝統的建造物群保存地区は 52 地区(平成 19 年 3 月 31 日現在、国土交通省調べ)に上り、市街地における歴史的文化的資産を活 かしたまちづくりは、このような歴史的建造物等の保存のための規制に加え、 周辺の環境を保全・再生するための都市計画法、都市緑地法等の諸制度を組 み合わせて取り組まれてきた。

また、平成 12 年に施行された地方分権一括法等の地方分権の流れ、平成 15 年に国土交通省が決定した「美しい国づくり政策大綱」において重点的な 取組事項の一つとされた「景観に関する基本法制の制定」、及び、平成 15 年 の社会資本整備審議会答申「都市再生ビジョン」において、都市再生に向け た政策の基本的な方向の一つとして提言された、良好な景観・緑と個性的な 地域文化に恵まれた「都市美空間の創造」を受け、平成 16 年に景観法が制 定された。景観法は、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るた め、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、 景観行政団体(地方公共団体)による景観計画の策定、景観計画区域、景観 地区等における良好な景観の形成のための規制等を行う制度となった。また、 地域の創意工夫を活かした個性あふれるまちづくりを推進するため、市町村 の自主性や裁量性を大幅に拡大した財政支援措置であるまちづくり交付金 制度が同年に創設された。

これらを踏まえて、平成17年には、国土交通大臣から本審議会に対し、「新

3

しい時代の都市計画はいかにあるべきか。」が諮問され、その中で、「歴史的 な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方」も課題の一つとして示 されたところである。この課題については、歴史的風土部会における審議と 連携を図りつつ都市計画部会においても検討することとされていることか ら、本報告は歴史的風土部会においてとりまとめられた後、都市計画部会に もその内容が報告されることを前提としている。

- 2 歴史的文化的資産をめぐる現状と課題
- (1) 歴史的文化的資産の保存・活用・再生に係る現状

わが国においては、文化財や歴史的に価値の高い資産が残され、人々の生活や生業がこれらの資産等と共に営まれることにより、わが国固有の歴史的な風情・情緒・たたずまいが保存・継承されている地域が、全国に様々な形で存在している。近年では、このような地域の有する歴史性が、地域の活力の源泉や歴史的情緒を楽しむ観光資源となり、地場産業の振興や交流人口の増加に重要である等とする国民の価値意識が高まってきており、これをテーマに位置付けたまちづくりを積極的に行う地方公共団体が各地で見られるようになってきている。特に昨今は、1600年前後に形成された城下町が築城400年を相次いで迎えており、地域のシンボル、誇りとなるような天守閣、御殿等の復原の機運が各地で高まっている。

しかしながら一方で、歴史的に価値の高い資産と一体となって歴史的な風 情・情緒を醸し出している緑地等の自然的環境については、人口が減少傾向 に転じ市街地の外縁的拡大が緩和してきた近年においてさえ、局地的な宅地 開発や維持管理が困難となった緑地の売却等により、減少している地域が少 なくない。また、市街地においては、歴史的に価値の高い資産に係る維持管 理や相続の発生による多額な負担等が原因となって、特に文化財以外の歴史 的建造物等が失われて空地になったり、不釣合いなマンション等が建築され たりするなど、歴史的な風情・情緒・たたずまいを著しく損なう事例が多く 発生している。

このような状況が放置されることによって、わが国は世界に誇る固有の伝 統的文化の喪失、郷土意識や地域の活力の低下といった、国や地域にとって 取り返しのつかない重大な損失を被るおそれがある。

(2) 現行制度の活用状況と課題

歴史的な風土や文化財をまちづくりに活かす取組は、これまでも文化財行

政またはまちづくり行政の下に、多種多様な制度を活用して行われてきた。

古都保存法については、国が古都に指定した 10 都市において、文化財等 の歴史的意義のある建造物や遺跡等と一体となった自然的環境の保全に寄 与している。文化財保護法については、社寺等の建造物等の単体または群の うち歴史上価値の高いものを、国、地方公共団体による指定・選定・登録、 管理・修理に対する指導・補助や現状変更に対する制限等により保護してい る。また、都市計画関連制度として、地区の特性にふさわしい土地利用の増 進を用途地域の指定の補完により図る特別用途地区、市街地の環境を維持す るため建築物の高さを規制する高度地区、自然的環境と一体となって良好な 環境の形成を建築物や工作物の開発規制により図る風致地区等の都市計画 制度、地域の伝統的・文化的意義ある緑地を行為制限により保全する緑地保 全地域・特別緑地保全地区等の都市緑地法制度、さらに、良好な景観を形成 するための規制等を行う景観法制度等が、まちづくりの目標や地域の実情に 応じて活用されている。街路、公園等の公共施設整備においても、歴史的み ちすじの保全・整備や幹線街路の迂回措置、歴史的建築物を保全・活用した 都市公園整備等が行われている。

しかしながら、古都保存法は対象都市が限定されている上に、まちづくり の中では原則として市街地とは区分された自然的環境の保全を対象として いること、文化財保護法は主として文化財単体の点的な保護措置を図るもの であることから、まちづくり全体での位置付けといった視点が欠けているな ど、近年の状況に対応するには必ずしも十分とは言えない。また、都市計画 や公共施設整備等の諸制度により歴史的に価値の高い資産の保全・活用を図 るための工夫をしている例も見られるものの、文化財保護行政との一体的な 計画により施策を推進するための制度的枠組みは存在せず、施策の総合性の 担保は一部の前向きな取組を進める地方公共団体の自主的な取組に見られ るものに過ぎない。

このため、都市において歴史的文化的資産の保存・継承を図るためには、 文化財保護行政とまちづくり行政の連携の下、総合的・一体的な計画に基づ き、自然や地形と結びついて地域の伝統や文化を具現する市街地の形成をト ータルに捉えたまちづくりを進める必要がある。

3 今後の歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方

(1) 市街地における歴史的文化的資産を活かしたまちづくりのあり方

良好な自然的環境からなる歴史的風土が形成されていない都市において も、歴史的に価値のある資産が市街地の中に存在する場合が少なくない。 また、古都保存法に指定されている都市の市街地においても、人々が活動 をするまちなかの生活空間に、価値ある歴史的文化的資産が多く受け継が れている。

こうした市街地では、歴史的に価値の高い文化財が、江戸時代から明治、 大正、昭和初期にわたって建築された文化財に指定されていない町家や武 家屋敷等の建築物、街道や水路等の土木遺産等、及び住民等によって保存 されてきた産業、祭、行事等の伝統的な活動と一体となり、また、緑地等 の良好な自然的環境を背景として、歴史的な風情・情緒・たたずまいを醸 し出している。また、市街地は住民等が生活や生業を営み、ライフスタイ ルに応じた住まい方を実現する舞台であるため、歴史的文化的資産は伝統 的な産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、庭園、園芸等の伝統技術の 蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化を創造する発想の源として、 また、当該地域を訪れる来街者が地域の歴史や伝統を体感し、参加する場 としても大きな価値を持つものであり、これらの活用を支援するための措 置が必要である。このとき、歴史的文化的資産の復原を行うことも有効な 場合があるが、復原に当たっては史実を踏まえて行われるべきである。さ らに、永続的に歴史的文化的資産を保存・継承していくためには、住民によ る歴史まちづくりへの参画と、伝統的技術を生きた技術として継承するこ とが必要である。

このため、古都保存法、伝統的建造物群保存地区制度、風致地区制度や 景観法等の既存の制度を最大限に活用しつつ、それに加え、国家的な重要 性・緊急性等の観点から国の支援の対象となる都市の考え方と、「歴史的風 土」等とは異なる新たな概念を明確化し、市街地を対象とするために必要 な措置を盛り込み、歴史的文化的資産を保存・活用・再生したまちづくり を支援するための新たな制度を構築するべきである。

(2) 今後の古都保存行政のあり方

古都保存法の対象となる「古都」は、わが国往時の政治、文化の中心等 として歴史上重要な地位を有する都市とされ、その指定は昭和41年の第2 回歴史的風土審議会において了承された以下の政令都市の指定要件に基づ き限定的に行われ、特に第一の要件については前段の「全国的な政治の中 心地」を中心に運用されてきた。

次の各号に掲げる要件に該当する都市について指定を検討する。

- 第一 長期にわたってわが国往時の全国的な政治の中心地又は時代を代表す る歴史上重要な文化の中心地であった都市であること。
- 第二 史実に基づいた文化的資産が集積し、かつ、当該歴史上重要な文化的

資産が、広範囲にわたる自然的環境と一体をなして、後代の国民に継 承されるべき貴重な「歴史的風土」を形成している土地を有する都市 であること。

第三 市街化若しくはその他の開発行為が顕著であって「歴史的風土」の侵 犯の恐れがあるため、積極的な維持、保持の対策を講ずる必要のある 都市であること。

これらの要件は、歴史的風土を構成する最も重要な要素である自然的環 境を著しい開発圧力から守る観点で、法制定当時大きな意義があったもの であり、現在においても尊重しながら、今後は第一の要件後段の「歴史上 重要な文化の中心地」についても運用すべきである。

また、歴史的風土がまちづくりにおいてより重視されている時代性を勘 案すると、現在古都に指定されていない都市についても歴史的風土にふさ わしく、若しくは見なされ、かつ歴史的風土を保存する必要のある地域に 古都保存法を適用ならしめるよう、「古都」という言葉について、言葉その ものが持つ価値意識に留意しつつ、例えば、「長期」、「集積」、「広範囲」と いった要件について、より多くの対象が含まれるよう広い意味に捉えるべ きである。さらに、「『歴史的風土』の侵犯の恐れ」のある開発行為につい ては、歴史的風土が失われた場合の回復が極めて困難であることにかんが み、未然に防止する観点を含めて捉えるべきである。

この他、上記の措置をもってしても古都保存法の対象とならない都市で あって、我が国にとって国民共有の資産たりうる歴史的文化的資産が集積 している都市が全国各地に存在していると考えられ、これら歴史文化都市 については、歴史的文化的資産の保存・活用・再生と、周辺の環境と一体 となって醸し出される歴史的な風情・情緒・たたずまいを保存・継承し、 または再生するための新たな制度の構築をもって、古都保存行政の理念の 全国展開の対象とするべきである。なお、当然ながら、この新たな制度は 古都保存法の指定都市の市街地における歴史的文化的資産を活かしたまち づくりの推進展開にも大きく寄与すると考えられる。

- 4 歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり
- (1)新たなまちづくり制度の位置付け

新たなまちづくり制度について、国は、高い価値を有する歴史的文化的資 産を国民共有の資産として位置付け、その保存・継承・再生を通じてわが国 固有の文化力の向上、国民の誇りと郷土意識の醸成、地域の活性化を目標と して見据え、文化財保護行政とまちづくり行政の連携強化、国と地方の協力 の充実を図りつつ、実際の施策を実行する基礎自治体である市町村による総 合的・一体的な取組みを支援するものとする必要がある。

この場合新たなまちづくり制度は、都市計画法、建築基準法、古都保存法、 景観法等のように土地利用や建築の規制を中心とした既存制度を効果的に 活用するとともに、既存制度では不十分な、市町村の総合的な計画に基づく 文化財保護行政とまちづくり行政の連携・協同、歴史的に価値のある資産の 復原・再生の支援、建築物の整備・伝統行事等への利用の促進、歴史的文化 的資産を災害による滅失から保護するための防災等によるまちなみの再 生・創造を予算制度、税制、規制の特例措置を組み合わせて実施する事業を、 総合的に支援する性格のものとするべきである。

このため、制度の対象となる歴史的文化的資産は、地域活性化を目的とし、 文化や観光の面におけるわが国の国際的な位置付けの向上に資するものと して、より広い都市を対象とするとともに、市街地を含むものとする観点か ら、古都保存法の「歴史的風土」等と異なる新しい概念として明確化する必 要がある。

(2)新たな概念の明確化について

新たなまちづくり制度が対象とする概念は、わが国にとって歴史上価値の 高い建造物(この章でいう「建造物」は、建築物、庭園、土木工作物、遺跡、 古墳等を含む。) 及びその基盤となる地形、植生、水系はもとより周辺の鎮 守の森等の緑地や河川も含めた市街地が、住民等により行われる地域の歴 史・文化を反映した生業、行事、芸能等の伝統的な活動と一体となって良好 な市街地の環境を形成している状態であると言えよう。

この概念は、元来古都保存行政が対象としてきた「歴史的風土」が、古都 保存法 40 年の運用の蓄積により自然的環境を主として指すものであるとの 認識が卓越していること、また、景観法の取り扱う「景観」が、主に目に見 えるものの外観であるということもあり、これらと必ずしも一致するもので はない。

これに対し、「伝統的建造物群保存地区」における「伝統的建造物群」の 定義に用いられている「歴史的風致」や、都市計画制度の「風致地区」に用 いられている「風致」は、建築物並びに緑地等の自然的環境の両方を含んだ 概念であることから、例えば「歴史的風致」と名付けた新しい概念として説 明することが考えられる。

歴史的風致を形成する要素は

核となる歴史上価値の高い建造物

国、地方公共団体が指定等を行う有形文化財、登録有形文化財である建

造物

周辺の一体をなす区域

核となる文化財を中心として、それ単体としては文化財としての価値を 有していないものや復原物も含めた形態的、用途的に一体をなす建造物 と、その基盤となる地形・植生・水系等の特定の場所性を感じさせる風 致により形成され、一定の広がりを持つ区域

住民等による伝統的な活動

の区域を舞台として、住民等の生活や生業のよりどころとなっている 陶芸、塗物、酒造等の産業、年中行事や祭といった、時代を超えて伝承 され、また時代特有の価値意識に応じて変化する伝統行事、能楽等の伝 統芸能といった無形の伝統的活動

歴史的風致は のような形のあるものと のような形のないものが関 連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情・情緒・たたずまいといった良好な 環境を具現している有様である。形のあるもののみで中身を伴わなければ、 住民等の生活や生業の成立に裏付けられる持続性が担保されず、形のないも ののみでは伝統や文化を具現する場が位置付けられない。

(3) 新たな制度における国の支援のあり方

新たな制度の対象である歴史的風致は、様々な形で全国各地に存在するも のであり、歴史的風致を保存・継承し、または再生するまちづくりは、基礎 自治体である市町村において、地域固有の歴史や特性を活かして進めること が基本である。従って、市町村が当該行政区域内のまちづくりや文化財の保 存・活用の現状を踏まえ、対象となる歴史的風致の実体を明らかにした上で、 維持向上のために講ずるべき施策を示した総合的な計画を、都市計画等の関 連する計画との調和を保ちつつ策定し、実行するべきである。なお、この場 合、必要に応じ併せて市町村のマスタープランを見直すことも考えられる。

このような市町村の総合的な計画のうち、国が歴史的風致の維持向上に関 して示す基本方針に即し、歴史的風致の国家的な重要性・緊急性等の観点か ら、申請に基づき評価して認定したものについては、歴史的風致の維持向上 を重点的かつ一体的に推進すべき一定の区域を対象に、国が積極的・重点的 に支援すべきである。

国が積極的・重点的な支援を行うべき区域は、

核となる歴史的建造物が国の指定・選定に係る文化財であり、これを 中心として、その歴史的風致が相当程度の広がりをもつもの

失われるおそれのある歴史的風致が有効に保存・継承され、また、再 生が可能であるもの 市町村による土地利用規制等の取組が既に行われている、又は行われることが確実であるもの

であるべきである。

このような国の重点的支援の対象の限定は、それ以外の都市における従来 の制度の活用による国の支援を否定したり制限したりするものではなく、引 き続き、地域の実情に応じ歴史的文化的資産を活かしたまちづくりを推進す るべきである。

(4) 国が講ずるべき支援の内容

国は、現存する歴史的風致の保存・継承、及び消失するおそれのある歴史 的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置ま たは既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築するべきである。

市町村の総合的な計画に基づく文化財保護行政とまちづくり行政の連携・協同

国土交通省は文化庁等の関係省庁と連携または協同して、国として維持向上を図るべき歴史的風致に関する指針を作成し提示する。

市町村の総合的な計画において、文化財及び周辺環境の保存・修復・ 活用・防災等に関する基本方針を策定するよう位置付ける。

市町村の計画に基づく地域の意向を反映した施策を総合的に実施する ため、屋外広告物規制、歴史的風致を再生するために復原する建造物及 びその保護・修景のための植栽等の公園施設の設置、復原された資産や 緑地等を含む都市公園の管理等について、都道府県に代わって市町村が 実施できるようにする。

まちづくり交付金の基幹事業に古都及び緑地保全事業等を追加し、歴 史的風致を活かした魅力的なまちづくりをより一層推進する。

関係者による協議会や、市町村の総合的な計画に位置付けられた事業 に対する援助、参加、必要な土地の取得・管理等を行う公益法人または NPO法人の活用により、地域の知恵や各種ノウハウを施策に反映する。

都道府県は、前項の協議会に参加するなど計画作成等を支援するとと もに、計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な助言をできるようにする。

市町村がまちづくりと歴史・文化に関する専門性の確保と反映を図る ため、歴史的風致を形成する施設等の保存・修復・活用・防災等のため の専門家の派遣、情報の提供、相談等の必要な支援を行う。

市町村への支援に当たっては、ワンストップサービスとなるような窓

口・体制を整備する。

歴史的風致を形成する建造物の復原・再生の支援

市町村による指定及び届出勧告制度により保全する。

復原・修復・取得・移設や周辺の修景、景観支障物件の除却、伝統行 事の活性化等のソフト事業を行う市町村、または民間、公益法人、NP O等を支援する市町村に対して費用を助成する。この場合、事業に必要 な土地については、国公有地も活用する。

都市公園内における復原等を補助の対象とする。

郊外における復原を円滑化するため、開発許可の特例を設ける。

適切な管理を行うため、市町村等が管理を代行することができるもの とする。

歴史的風致を尊重し調和を図ったまちなみの再生・創造

歴史的風致を形成する土地等を市町村等に譲渡し、公共・公用施設として利用する際の所得税等の減税措置を講ずるとともに、歴史的風致を 形成する建造物やその敷地を保有し、または相続する際の税負担を軽減 する措置を検討する。

歴史的な建造物の利活用を促進するため、用途地域の制限にかかわら ず歴史的風致にふさわしい飲食店や工房の設置を可能とするとともに、 前面道路による高さ等の制限を緩和し、また、容積率の最高限度等を定 めること等のできる新たな地区計画制度を創設する。

歴史的まちなみ景観の特性を維持するため、景観行政との連携を図り、 建造物の修景・改築・防災対策等を促進する。

住民による都市計画の提案のための調査費を助成する。

まちづくり交付金事業の基幹事業に電柱電線類の移設を追加し、電線の地中化や裏配線、軒下配線による道路の無電柱化の促進を図る。

歴史的価値のある堀割、水路、用水の維持保存、または修復・再生を 推進する。

駐車場の需要に対応するため、都市公園内の地下等の活用を図る。

区画整理に際し、歴史的風致の再生等に資する建築物の移転について 費用を助成する。

バスターミナルの整備等により、歴史的風致の保存または再生に資す る都市の交通システムの構築を推進する。

地域住民が緑地協定等の協定制度を活用して、積極的に歴史的風致の

保全・継承・再生を図る活動を促進する。

5 報告に当たって

高度経済成長を経て安定期に入り、わが国の市街地は外縁的拡大の時代か らストックを活用し成熟する時代へと移ったと言える。国民の価値意識も変 化し、平成19年の世論調査によると、美しく魅力ある国づくりを行う上で、 わが国に固有の自然や歴史的まちなみの保全・整備を進めるべきとの意見が 多い。平成18年、古都保存法施行40周年を記念して実施された「美しい日 本の歴史的風土100選」は、100を大幅に上回る698件の推薦があったが、 これをわが国に広く都市の歴史性を見直すきっかけとして、100選に選定さ れた地域における取組の周知等、様々な手段を用いて、国民への普及啓発に 活用することが望ましい。

過去を大事にする意識への回帰は、国民生活の余裕の表ればかりではなく、 むしろ、現代の国民が忘れかけているわが国の歴史的価値の再発見の結果で ある。世界各国の交流・往来が進む中で、わが国が国や地域の誇りやアイデ ンティティを失わず、持続的に発展を続けるために、「歴史的風土」、「歴史 的風致」を、観光立国の実現に貢献し、経済発展と共存しつつ保存・継承し、 または再生することは、その重要性が益々高まっている。

政府においては、このような時代の潮流を的確に捉えつつ、「歴史まちづ くり法」とでもいうような新たな立法措置を行い、国民の理解と地方との適 切な連携・協力の下、歴史の普遍性、時代を超えて変わらぬ価値を守り育て、 未来に向けて豊かな地域を構築していくことを、切に望むものである。

以上

# (添付資料)



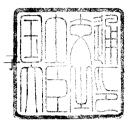
国都総第12号 平成15年4月14日

社会資本整備審議会

会長 森 下 洋 一 殿

 国土交通大臣

 林 寛



### 諮 問

下記の事項について、御意見を承りたい。

#### 記

大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか。

以 上

#### 諮問事項

大津市における新たな古都指定など、今後の古都保存行政の あり方はいかにあるべきか。

#### 諮問の趣旨

京都市、奈良市、鎌倉市等の古都においては、昭和41年に 制定された古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法 に基づき、歴史的風土保存区域、歴史的風土特別保存地区を定 め、一定の行為の制限を行うなど、歴史的風土を守るための的 確な対応がなされてきたところである。

他方、今後の古都保存行政に求められるものとして、

- 古都保存行政の理念の全国展開
- ② 古都全域における歴史的・文化的資産や景観の一体的保全の推進
- ③ 凍結的保存からきめ細かな維持保全活用への展開

④ 国民の自発的活動を促す普及啓発活動の展開と条件整備 について、平成10年3月19日の歴史的風土審議会において 意見具申がなされている。

このような中で、滋賀県及び大津市より、大津市を古都に指定するよう国に対し要望がなされている。

また、近年、その他の市町村においても、地域における歴史 的・文化的資産の保全と活用を通じて地域の活性化を目指す動 きが見られる。

こうした情勢を踏まえ、大津市における新たな古都指定など、 今後の古都保存行政のあり方について検討する必要がある。

#### 審議経過

H15. 4.14 第2回都市計画・歴史的風土分科会、第3回都市計画部会及び第3 回歴史的風土部会合同会議

- ・「大津市における古都指定など、今後の古都保存行政のあり方は いかにあるべきか。」諮問
- H17. 6.30 第3回都市計画・歴史的風土分科会、第7回都市計画部会及び第9 回歴史的風土部会合同会議

・古都保存行政の理念の全国展開小委員会設置

- H17. 8.31 第1回古都保存行政の理念の全国展開小委員会
- H17.11.24 第2回古都保存行政の理念の全国展開小委員会(鎌倉市で開催)
- H18. 1.26 第3回古都保存行政の理念の全国展開小委員会(金沢市で開催)
- H18. 4.5 第4回古都保存行政の理念の全国展開小委員会
- H18. 5.25 第5回古都保存行政の理念の全国展開小委員会
- H18. 6. 7~H18. 6.20 「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告(案)」 について意見募集
- H18. 6.23 第6回古都保存行政の理念の全国展開小委員会
- H18. 6.23 第10回歴史的風土部会

・「古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告」了承

H19. 5.11 第11回歴史的風土部会

・歴史的風土の保存・継承小委員会設置

- H19.7.4 第1回歴史的風土の保存・継承小委員会
- H19.9.26 第2回歴史的風土の保存・継承小委員会
- H19.11.26 第3回歴史的風土の保存・継承小委員会(犬山市で開催)
- H19.12.19 第4回歴史的風土の保存・継承小委員会
- H19.12.25~H20.1.11 「歴史的風土の保存・継承小委員会報告(案)」につい て意見募集
- H20. 1.25 第5回歴史的風土の保存・継承小委員会
- H20. 1.25 第12回歴史的風土部会

「歴史的風土の保存・継承小委員会報告」了承

H20. 2.19 「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。」答申

# 古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告

# 平成18年6月23日

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 古都保存行政の理念の全国展開小委員会

# 社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会歴史的風土部会 古都保存行政の理念の全国展開小委員会委員名簿

委員長	越 澤 明	北海道大学大学院教授
委員長代理	上 村 多恵子	(社)京都経済同友会常任幹事
委員	櫻井敬子	学習院大学教授
11	マリクリスティーヌ	異文化コミュニケーター
臨時委員	小 谷 宏 三	平成国際大学教授
11	白幡洋三郎	国際日本文化研究センター教授
11	野村興兒	萩市長
専門委員	大 原 謙一郎	(財)大原美術館理事長
11	陣 内 秀 信	法政大学教授
]]	セーラ・マリ・カミンク゛ス	(株) 桝一市村酒造場取締役
11	益 田 兼 房	立命館大学歴史都市防災研究センター 専任教授

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<ul><li>(1)古都保存行政の理念と意義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
(3) 歴史的な風土の保存・継承におけるまちづくりの役割の重要性・・・・2
2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(1) 歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり・・・・・3
(2) 歴史的な風土に対する住民等の価値意識・・・・・・・・・・・・・・・4
<ul><li>(3)歴史的な風土の維持管理の困難性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</li></ul>
<ol> <li>古都保存行政の理念の全国展開に向けて・・・・・・・・・・・・・・・・5</li> </ol>
(1)歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開・・・・・5
(2)歴史的な風土の保存・活用と生活との共存・・・・・・・・・・5
(3)多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備・・・・・・・6
おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

#### 古都保存行政の理念の全国展開小委員会報告

#### はじめに

高度経済成長期のわが国では全国各地において都市化が急激に進展し、環境や 景観の観点から様々な問題が発生したが、中でも京都市、奈良市、飛鳥地方、鎌 倉市といったわが国往時の政治・文化の中心地における問題は大きな社会的関心 を呼んだ。古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(以下、「古都保存 法」という。)は、このような問題に対処するため、わが国固有の文化的資産とし て国民がひとしくその恵沢を享受し、後代の国民に継承されるべき京都市、奈良 市、鎌倉市などの古都における歴史的風土の保存を目的として昭和41年に制定 された。同法により、現在までに10都市が古都に指定され、大きな開発圧力の 中で、それぞれの都市の歴史的風土が概ね良好に保存されている。

一方、古都保存法の対象都市でなくとも、歴史的な風土を今に伝える都市は全国各地に存在している。先進的な地方公共団体では、早くから歴史的な風土の保存と再生に対し独自の努力がなされてきており、平成10年には、本審議会の前身である歴史的風土審議会においても、古都以外の都市における歴史的な風土も古都同様に国民共有の資産として保存・継承するため、古都保存行政で培われた理念と枠組みを広く全国に展開すべく、内閣総理大臣あてに意見具申されている。

また、近年、国としても歴史や景観を活かしたまちづくりを推進するため、観 光立国行動計画、景観緑三法の制定、まちづくり交付金制度の創設など、全国の 歴史的な風土の保存に関わる法制度や支援措置の充実がなされてきている。

歴史的風土部会においては、「大津市における新たな古都指定など、今後の古都 保存行政のあり方はいかにあるべきか」(平成15年4月14日諮問)を受け順次 審議を進めてきたところであるが、古都保存法施行40周年の節目にあたる本年、 本小委員会では、わが国における歴史的な風土の現状等を踏まえ、今後の古都保 存行政の理念の全国展開の方向性について報告するものである。

#### 1. 全国の歴史的な風土の保存の必要性

#### (1) 古都保存行政の理念と意義

古都保存法は、それぞれの古都に存在しているわが国の歴史上意義を有 する社寺仏閣等の歴史的建造物等と周囲の山丘や田園風景が一体をなして 古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況を「歴史 的風土」と位置づけるとともに、これを後代の国民に保存・継承すること が当代国民の共通の責務であるとの認識に立ち、国等において講ずべき特 別の措置を定め、国土愛の高揚及び文化の発展向上に寄与することを目的 として制定されたものである。

同法に基づく取り組みにより、古都における歴史的風土は概ね良好に保存・継承され、それぞれの古都のみならず、わが国を代表する歴史的・文化的観光資源として貢献しているほか、歴史的風土を守るための法的枠組みが他の法制度に対して影響を与え、世界文化遺産への登録にも一定の役割を果たすなど、政策的にも評価されるものである。

#### (2) 国民共有の資産である全国の歴史的な風土

一方、長い歴史と伝統を有し、豊かな自然に恵まれたわが国では、古都 以外にあっても、歴史的な建物や庭園、古い町並み、道すじ、掘割や水路、 古墳、遺跡や城址、社寺仏閣や社叢林、棚田や里山、ため池や湧水等とい った歴史的・文化的資産が、山丘や河川等の自然的環境と一体となった「歴 史的な風土」を形成している地域をいたるところに見出すことができる。

例えば、萩市、金沢市のような城下町、天領であった倉敷市、近江八幡 市のような商人町のほか、宿場町、寺内町、港町など、わが国往時の政治・ 文化の中心地でなくとも、優れた歴史的な風土を今に伝える都市(以下、「歴 史都市」という。)は数多い。

これらの歴史的な風土は、わが国の自然、歴史や伝統の積み重ねに裏打 ちされた美しい日本の国土の源であるとともに、住民の誇りと地域への愛 着を醸し出す基盤である。欧米諸国のみならず、アジア諸国においても歴 史的・文化的資産の継承が重視されているとおり、わが国においても、歴 史的な風土は、古都同様、短期的な経済的合理性を超えた長期的展望の下 に、国民が共感できる美しさの源、日本人の精神的よりどころとして次世 代に継承されるべき国民共有の文化的資産である。

#### (3) 歴史的な風土の保存・継承におけるまちづくりの役割の重要性

歴史都市においては、今に伝わる歴史的・文化的資産と、それを取り囲 む自然的環境と一体となって、当該都市の風土に根ざした醸造業や果樹生 産などの地場産業の風景、祭りなどの伝統的行事、住民の生活様式や気風 が重なることにより、当該都市の特質が形成されている。

また、わが国の歴史的・文化的資産の特質の一つである木造文化は、日 常生活の中で継続的に人手による管理がなされることにより、時間の経過 とともに美的価値や希少性が高まるだけでなく、周囲の豊かな自然的環境 と融和することにより、その価値をより高めている。

歴史都市とは、これら有形・無形の特質が地域における日常生活の営み の中で引き継がれ、現在もなお、それらの特質が街中に具現・形成されて いる都市である。そして、歴史的な風土とは、それらの特質を象徴する舞 台であり、国民が共感できる美しさの源として、今後の人々の創造的な活 動の積み重ねにより、さらに美しく磨かれ、後代に継承されるべきもので ある。全国各地で活発化している世界文化遺産登録に向けた活動や、歴史 的・文化的資産の復元・整備の動きなど、地域に残る歴史的・文化的資産 を地域づくりに活かそうとする国民の関心の高まりに応えるべく、歴史的 な風土は、国民の価値観の変化を考慮し、幅広い視点に立った総合的なま ちづくりの中で、保存・継承される必要がある。

#### 2. 歴史的な風土をめぐる状況と課題

#### (1) 歴史的風土の保存をめぐる時代要請と対象範囲の広がり

古都保存法は、京都市、奈良市、鎌倉市など市街地周辺の山丘に急激に 迫る宅地開発等から歴史的風土を守るべきとの時代要請に応じて制定され、 主として市街地周辺の緑地の保全を目的として適用されている。

一方、古都を含め、歴史都市の市街地には様々な歴史的・文化的資産が 残されており、明日香村のように、全村にわたって歴史的風土を維持する ための方策が講じられているなど、制度的対応等が図られているものは現 状が維持されているが、それ以外にあっては、時間の経過とともに急速に 失われつつあるほか、当該資産の近傍において、開発等により周囲の自然 的環境が失われたり、不調和な建築物の建築が行われ、歴史的な風土が損 なわれているところもある。

また近年、明治、大正、昭和など近代に成立した歴史的・文化的資産に 対する国民の価値認識も高まっており、当該資産の成立時期の広がりに応 じ、歴史的な風土と認識されるべき対象範囲も拡大しつつある。

人口減少社会を迎えて、今後、都市間競争の激化が見込まれ、特色ある 地域づくりが一層求められる中で、残された歴史的・文化的資産や歴史的 な風土の保存・継承が当該都市全体の資産として活かされるよう、景観緑 三法の活用を含め、総合的な観点からの取組みを強化する必要がある。

#### (2) 歴史的な風土に対する住民等の価値意識

歴史的な風土は、生活の営みの中で引き継がれ、さらに後代の人々の活動が積み重なることで、現在の姿へと作り上げられてきたものであり、歴史的な風土を活かしたまちづくりには、地域の住民、行政、企業等それぞれの理解と協力が不可欠である。

多くの歴史都市においては、歴史的な風土の保存に対する一定の理解と 協力が得られつつも、歴史的な風土は住民の日常生活や生産・経済活動の 場であるため、地域自らでは、その価値が認識されにくい状況も存在する。

また、住民が住まいながら維持される歴史的な風土の場合、生活様式の 変化、老朽化に伴う使い勝手の低下や維持修繕費用の負担感、高齢化によ る管理の不行き届き、後継者不足等により、相続等を契機とした歴史的な 風土の消失も生じており、自助努力による取組みにも限界がある。

このため、歴史的な風土の保存・継承にあたっては、地域のおかれた状況 や住民等の多様な意向に応えつつ、その方策を講ずる必要がある。

#### (3) 歴史的な風土の維持管理の困難性

歴史的な風土の維持管理には一定の労力と費用が不可欠であり、適切な 維持管理なくしては歴史的な風土の保存・継承もありえない。当該風土を 後世に伝えるべく、現在でも地道な活動を続けるNPOや公益法人、民間 企業等も全国各地に存在するほか、所有者の負担を軽減すべく、維持管理 に係る費用の一部を助成するなどの措置を講ずる地方公共団体も多い。

一方、歴史的な風土を構成する歴史的・文化的資産の多くは個人資産で あり、地方公共団体が助成措置を講ずる場合にも一定の制約が生じるほか、 公有化による保全を図る場合には、多額の財政措置とともに、当該資産の 活用方策が課題となる。

また、歴史的・文化的資産が的確に保存・継承されるための防災の視点 とともに、里山や棚田の風景、葦原の風景など産業構造の変化に伴い歴史 的な風土の維持が困難となる場合や、維持修繕を支える技術者や伝統的材 料の不足にも留意する必要がある。

#### 3. 古都保存行政の理念の全国展開に向けて

#### (1) 歴史的な風土の保存・活用を軸にしたまちづくりへの展開

歴史都市の市街地に残る歴史的・文化的資産や歴史的な風土を国民的資 産として保存・継承するため、それぞれの地域の特性や社会的な状況に配 意しつつ、まちづくりに関わる関連法制度や事業が歴史的な風土の保存・ 活用を軸として積極的かつ有機的に活用されるよう、発想を転換する必要 がある。

このため、当該都市のたどってきた歴史と、市街地に残る有形・無形の 歴史的・文化的資産の現状を踏まえ、歴史的な風土を活かした総合的なま ちづくりの方針について、都市計画区域マスタープランや市町村マスター プラン等に位置づけるとともに、当該マスタープランを広く住民等に周知 する必要がある。

そして、当該マスタープランの実現のために、例えば、都市計画法に基 づく高度地区、景観法に基づく景観地区、都市緑地法に基づく緑地保全地 域や特別緑地保全地区等を一体的に適用することにより、歴史的な風土を 構成する歴史的建造物・庭園等や道すじ、自然的環境の保全に加え、その 眺望景観の保全や、歴史的な風土に配慮した新たな市街地形成を進めると ともに、都市計画提案制度など、地域の住民の意向を的確に反映できる仕 組みの一層の活用が図られるべきである。

また、国は歴史的な風土を保存・活用したまちづくりを進めるため、地 方公共団体や国民に対し、関連法制度や事業の仕組みについて、わかりや すくしっかりと周知するとともに、地域の相談や要望に応える努力を継続 すべきである。

さらに、国は、現行の古都以外の都市であっても、国民共有の資産とし て保存・継承すべき歴史的な風土については、国と地方の役割分担に配意 しつつ、歴史的な風土の価値や置かれている状況等を踏まえ、国として保 存・継承する方策を、法制面、事業面、税制面から検討すべきである。

#### (2) 歴史的な風土の保存・活用と生活との共存

全国各地に残る歴史的な風土は、それぞれの地域の人々の生活の営みの 中で形成され引き継がれてきたものであり、現在もなお生活の場であるこ とに鑑み、今後の歴史的な風土の保存・継承にあたっても、それぞれの地 域における生活との共存の視点が重要である。

このため、歴史的な風土の核となる歴史的建造物等や自然的環境は厳格

に維持保存しつつ、持続可能な住民生活が営まれるよう、「環境」、「産業」、

「福祉」など生活を支える各種施策と連携を図りながら、関連事業制度の 活用等により、歴史的・文化的資産の修繕、復元・整備等、新たな価値の 創出を図ることも必要である。

また、併せて、都市公園事業等の活用により、歴史的・文化的資産の防 災性の向上や、歴史文化の学習や歴史観光の場の創出を図ることも必要で ある。

さらに、これらを実施する上で前提となる伝統的技術の継承とともに、 工法、材料の開発、技術者、職人の育成等技術力の向上を図ることが必要 である。

#### (3) 多様な主体による歴史的な風土の保存・活用の条件整備

歴史的な風土や歴史的・文化的資産を後代に継承していくに当たっては、 維持保存、修復、復元・整備、活用等、経済活動を含めた価値の維持・創 出や、当該風土にそぐわない物件の修景・除却、活動の抑制など、歴史的 な風土の保存・活用に係る総合的な取組みが必要であり、当該土地・資産 の所有者のみならず、住民、行政、公共マインドを有する民間、専門家等、 多様な主体の理解、協力と参画が必要である。

このため、国や地方公共団体は、歴史的な風土の保存に対する国民意識 の啓発と人材育成に努めるとともに、歴史的な風土の保存・活用が地域全体 の資産となる意識の醸成に向けて、歴史的な風土を有する地域や当該歴史 的な風土を構成する歴史的・文化的資産を有する個人等が、自らの有する 価値の再認識に資するような普及啓発活動を推進すべきである。

また、景観計画や景観協議会等既存制度の積極的な活用等により、歴史 的な風土を支える多様な主体が、当該風土を活かしたまちづくりについて 合意し、ルールを設けて実践するプロセスの確保を図るべきである。その 上で、良好な景観の形成に著しく支障のある既存の建築物に対し形態意匠 制限への適合措置命令を行い得る景観地区制度の活用や景観重要建造物の 指定、無電柱化の推進等により、保存・継承するにふさわしい歴史的な風 土の創出にも取り組むべきである。

さらに、歴史的・文化的資産の保存・活用に対し、多様な主体や関係者 の参画を促し、取組みを活性化させるために、地域住民等や地方公共団体 により設定される公益信託等に対する助成措置等、国の支援策の積極的な 活用を図るとともに、当該資産に係る公的規制とのバランス、国と地方の 役割分担に配慮した支援措置等について引き続き検討が必要である。

#### おわりに

江戸時代末期から明治初期に日本を訪れた外国人は、自然と調和した日本の都 市の美しさを一様に高く評価した。

歴史や文化の集積した場所が都市であり、人々の日常生活が営まれる場所が都 市である。都市が人を育み、人が都市をつくる。美しい都市は、ふるさとを慈し み、誇りをもって生活する人々の表現であり、歴史的な風土の保存・継承とは、 先代から引き継がれた記憶の後代への伝承である。

都市の美しさは健全な生活が営まれる中で育まれる。全国各地の歴史的な風土 を今に伝える地域が、その美しさを楽しめる心理的・経済的余裕をもち、真に豊 かな暮らしが実現されるよう、国及び地方公共団体は、引き続きその責務を果た さなければならない。併せて、歴史的な風土を活かしたまちづくりに対する国民 各層の一層の理解と協力を期待したい。

以上